有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第1013l4号	化成肥料	苦土・ホウ素有機入り園芸化成505	株式会社ワコー農材	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第1013l8号	配合肥料	ハイポネックス複合肥料2号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
生第1013l9号	配合肥料	ハイポネックス複合肥料3号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
生第1013l3l号	化成肥料	NK化成30	アイアグリ株式会社	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
生第1013l32号	化成肥料	くみあいCDU有機入り化成新S052	ジェイカムアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町2番地12
生第1013l37号	化成肥料	園芸化成みどり7号	朝日工業株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第1013l38号	化成肥料	園芸化成肥料8特号	朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第1013l42号	化成肥料	化成380号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目6番
輸第1013l20号	化成肥料	tru－pril　18－0－17	バイオニアエコサイエンス株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目7番10号ランディック虎ノ門ビル
輸第1013l2l号	化成肥料	アグロ化成5－36－5－15－0.3	株式会社東洋アグロ	福岡県北九州市門司区白野江二丁目4番15号
輸第1013l22号	化成肥料	tru－pril　10－2－20	バイオニアエコサイエンス株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目7番10号ランディック虎ノ門ビル
輸第1013l23号	化成肥料	化成肥料0－2－52	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番6号
輸第1013l24号	化成肥料	tru－pril　8－15－16	バイオニアエコサイエンス株式会社	東京都港区虎ノ門三丁目7番10号ランディック虎ノ門ビル
輸第1013l25号	化成肥料	高度化成F14－14－14	赤城物産株式会社	東京都世田谷区経堂三丁目8番11号
輸第1013l28号	尿素	尿素1号	アンデス貿易株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目10番地
輸第1013l29号	硫酸マンガン肥料	硫酸マンガン1号	アンデス貿易株式会社	東京都千代田区神田司町二丁目10番地
輸第1013l30号	副産苦土肥料	ひたち苦土肥料7号	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地
輸第1013l33号	硫酸加里	粒状硫酸加里	株式会社ファイマテック	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
輸第1013l43号	化成肥料	微量要素有機入り化成肥料JKI100B	シーアイマテックス株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番1号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町本組一〇七九、一〇八〇、一〇八六から一〇九〇まで、一一二七、一一二八、一一三三から一一三九まで、一一四八から一一五三まで、一一七七から一一七九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

本組一〇七九・一〇八〇・一〇八七・一一二八・一一三三から一一三五まで・一一三七・一一三九・一一五二・一一七七から一一七九まで（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区上藤松二丁目一三一一の一三一・一三八三の六六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市畔地字芦ノ沢九三一・九三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第二号の規定に基づき、同号の事業活動の制限を次のように指定し、同号の事由を次のように定める。

平成二十八年一月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

1　事業活動の制限

ロシア連邦排他的経済水域におけるさけ・ます類の流し網漁業の禁止に伴い当該漁業を営む者（以下「特定漁業者」という。）が平成二十八年一月一日から実施している当該漁業の操業の制限